

事 務 連 絡
令 和 6 年 5 月 7 日

各 都道府県 放課後児童健全育成事業 担当部（局） 御中
市区町村

こども家庭庁成育局成育環境課

放課後児童クラブにおける安全管理の徹底について

この度、沖縄県石垣市の放課後児童クラブにおいて、提供されたおやつ（マシユマロ）の誤嚥により、児童が意識不明となる重大事故が発生しました。

放課後児童クラブの運営につきましては、各市区町村において定める条例に基づき、適宜「放課後児童クラブ運営指針」（平成 27 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）を参照の上、事故やケガの防止等、児童の安全対策の徹底に対応いただいているところですが、今回の事案も踏まえ、各事業所において、改めて安全管理を徹底するよう、各都道府県・市区町村担当部局におかれては、管下の放課後児童健全育成事業者（以下「事業者」という。）及び事業所に対して、周知をお願いいたします。

おやつの提供については、運営指針において、以下の点について留意するよう求めています。

- 安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにする。
- 食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。

また、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成 28 年 3 月 31 日付府子本第 192 号・27 文科初第 1789

号・雇児保発 0331 第 3 号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知) の別添「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)において、誤嚥事故発生防止のための取組として以下が示されているところです。

- 職員は、子どもの食事に関する情報(咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況)について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。
- 子どもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。
- 食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可欠であることを留意し、施設・事業者の状況に応じた方法で、子ども(特に乳児)の食事の様子を観察する。特に食べている時には継続的に観察する。

上記、運営指針やガイドラインの内容を踏まえ、各市区町村及び事業者においては適宜確認するとともに、安全対策に関する助言を行い、児童の発達段階等を踏まえた上で、おやつ等が適切に提供されるよう安全管理の徹底をお願いいたします。

また、令和 5 年 4 月より「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)において、事業者は、利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画である安全計画を策定し、安全計画に従い必要な措置を講じなければならないとされたところであり、各市区町村において定める条例においてもその旨規定されているところです。放課後児童クラブにおける児童の安全を守るため、事業所において、各事業所の活動内容や施設環境等を踏まえて安全計画を策定し、安全計画に従い必要な措置を講ずるよう改めて周知をお願いいたします。

なお、引き続き、各自治体においては、「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和 6 年 3 月 22 日 こ成安第 36 号、5 教参学第 39 号)を参照の上、事故報告等を速やかに実施していただくよう、お願いいたします。

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係 TEL: 03-6861-0303 E-mail: seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp
--